

○南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例

〔昭和42年5月23日
条例第6号〕

改正	昭和43年1月23日条例第1号	昭和44年10月01日条例第3号
	昭和45年3月04日条例第3号	昭和46年2月20日条例第1号
	昭和47年3月21日条例第2号	昭和48年3月12日条例第1号
	昭和48年12月22日条例第3号	昭和49年5月28日条例第1号
	昭和49年6月21日条例第2号	昭和49年12月28日条例第4号
	昭和50年12月15日条例第2号	昭和51年12月27日条例第2号
	昭和52年12月21日条例第3号	昭和53年12月28日条例第1号
	昭和54年12月28日条例第2号	昭和55年12月22日条例第2号
	昭和56年3月30日条例第2号	昭和56年12月26日条例第4号
	昭和58年12月29日条例第4号	昭和59年12月28日条例第2号
	昭和60年3月06日条例第3号	昭和60年12月27日条例第4号
	昭和61年12月25日条例第3号	昭和62年12月26日条例第2号
	昭和63年12月27日条例第1号	平成元年12月22日条例第3号
	平成2年12月26日条例第2号	平成3年12月24日条例第3号
	平成4年12月18日条例第3号	平成5年12月08日条例第5号
	平成6年12月07日条例第1号	平成7年03月31日条例第5号
	平成7年12月27日条例第6号	平成8年12月19日条例第2号
	平成9年12月22日条例第3号	平成10年12月18日条例第2号
	平成11年11月29日条例第2号	平成12年11月28日条例第2号
	平成13年11月30日条例第2号	平成14年11月29日条例第3号
	平成15年11月28日条例第2号	平成17年11月30日条例第3号
	平成18年3月22日条例第2号	平成19年3月29日条例第3号
	平成19年12月17日条例第6号	平成21年5月29日条例第4号
	平成21年11月30日条例第5号	平成22年3月23日条例第3号
	平成22年11月29日条例第6号	平成23年3月28日条例第1号
	平成23年11月28日条例第3号	平成24年12月27日条例第1号
	平成25年6月19日条例第4号	平成26年12月26日条例第1号

第5章 給与（南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例）

平成 26 年 11 月 28 日条例第 2 号	平成 28 年 12 月 17 日条例第 1 号
平成 28 年 11 月 29 日条例第 3 号	平成 29 年 3 月 28 日条例第 2 号
平成 29 年 12 月 14 日条例第 4 号	平成 30 年 12 月 12 日条例第 1 号
平成 31 年 13 月 25 日条例第 1 号	令和 元年 11 月 29 日条例第 3 号
令和 元年 12 月 13 日条例第 4 号	令和 2 年 11 月 30 日条例第 3 号
令和 4 年 5 月 12 日条例第 2 号	令和 4 年 11 月 30 日条例第 4 号
令和 5 年 02 月 14 日条例第 1 号	

（目的）

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 24 条第 6 項の規定に基づき、職員（法第 22 条の 2 第 1 項の会計年度任用職員を除く。以下同じ。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

（給料）

第 2 条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日給、寒冷地手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当を除いたものとする。

第 3 条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲はそれぞれ当該給料表に定めるところによる。

(1) 行政職給料表（一）（別表第 1）

(2) 同 (二)（別表第 2）

2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の区分とその内容は、別に規則で定める。

第 4 条 職員の職務の級は、第 3 条第 2 項の規定による規則で定める職務の区分に従い決定する。

2 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号俸は、別に定める初任給の基準により決定する。

3 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前 1 年間における当該職員の勤務成績に応じて、行うものとする。

4 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号俸数を 4 号俸とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。

- 5 55歳（規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で規則で定めるもの）を超える職員の第3項の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。
- 6 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。
- 7 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 8 第3項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、規則で定める。

（定年前再任用短時間勤務職員の給料月額）

第4条の2 法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、前条第1項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、南空知公衆衛生組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成7年条例第3号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（育児短時間勤務職員等の給料月額）

第4条の3 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の給料月額は、第4条第2項、第4項、第5項及び第4条の2の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。

（給料の支給）

第5条 給料の計算期間は、月の1日からその月の末日までとし、支給日は規則で定める。

第6条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

- 2 職員が退職したときは、その日まで給料を支給する。

3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であつて、月の1日からその月の末日まで支給するとき以外の時は、その給料額は、その月の現日数から週休日の日数を控除した日数を基礎として日割によって計算する。

（給与からの控除）

第6条の2 組合長は、職員に給与を支給する際、その給与から次に掲げるものについて控除することができる。

- (1) 北海道市町村職員共済組合の積立金又は貸付金に係る償還金
- (2) 北海道市町村職員福祉協会の掛金、積立金又は貸付金に係る償還金
- (3) 団体取扱いに係る生命保険、損害保険の保険料、預貯金及び年金積立保険
- (4) 福利厚生団体の会費
- (5) 納税貯蓄組合を通じて貯蓄する納税資金
- (6) その他組合長が適当と認めるもの

（給料の調整額）

第7条 組合長は、第3条に規定する給料表の額が次の各号に規定する特殊の職に対して適当でないとき、その特殊性に基づいてその給料表にあげられている給料額につき適正な調整額表を定めることができる。

- (1) その職務の内容が給料表のある級に相当する場合において同様の職務の内容を有する職に属する他の職員が通常勤務する場所に比して僻遠又は交通困難な場所において勤務する職員の職
- (2) 同種の職に通常含まれている労働の困難又は危険の度に比して著しく困難又は危険を含む職務に属する職

2 前項の規定による給料の調整額は、その調整前における給料月額額の100分の25を超えてはならない。

3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

（休職者の給与）

第8条 職員が公務上負傷し若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職期間中これに給与の全額を支給する。

2 職員が結核性疾患にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、

住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

- 3 職員が前2項以外の心身の故障により、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 4 職員が法第28条第2項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、休職の期間中これに給料、扶養手当、住居手当及び期末手当の100分の60以内を支給することができる。
- 5 第2項、第3項に規定する職員が当該各項に規定する期間内で第16条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し又は死亡した時は、同項の規定により規則で定める日に当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。
- 6 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第16条の2及び第16条の3の規定を準用する。この場合において、第16条の2中「前条第1項」とあるのは「第8条第5項」と読み替えるものとする。

第8条の2 法第55条の2第1項ただし書の許可を受けた職員には、その許可が効力を有する期間はいかなる給与も支給しない。

（扶養手当）

第9条 扶養手当は、扶養親族のあるすべての職員に対して支給する。

- 2 前項の扶養親族とは次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けている者をいう。
 - (1) 配偶者（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
 - (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
 - (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
 - (4) 満60歳以上の父母及び祖父母
 - (5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
 - (6) 重度心身障害者
- 3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については一人につき6,500円、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については一人につき10,000円とする。
- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算し

た額とする。

第10条 新たに職員となったものに扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届出なければならない。

(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においては、その者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じた時はその事実が生じた日の属する翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、又は死亡した場合においては、それぞれの者が退職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においては、その事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前日）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書きの規定は第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

(3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合
(住居手当)

第10条の2 住居手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員

- (2) その所有に係る住宅又は第9条第2項に規定する扶養親族の所有に係る住宅に居住している職員（住宅の一部を居住以外の用に供している職員を除く）で世帯主であるもの。ただし、南空知公衆衛生組合の構成町内に居住する職員に限る。
- 2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。
- (1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額
- ア 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額
- イ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額
- (2) 前項第2号に掲げる職員 月額10,000円
- 3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。
- （通勤手当）

第10条の3 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料道路（以下この項及び次項において「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この項及び次項において「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの（以下この条において「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤

距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この号において「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号及び第3号において「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員又は育児短時間勤務職員等のうち、1箇月当たりの通勤回数を考慮して平均支給単位期間当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員にあっては、その額から、その額に100分の50を乗じて得た額を減じた額）

ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円

イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,100円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 1万円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 1万2,900円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 1万5,800円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 1万8,700円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員

- | | |
|------------------------------------|----------|
| | 2万1,600円 |
| ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 | |
| | 2万4,400円 |
| コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 | |
| | 2万6,200円 |
| サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 | |
| | 2万8,000円 |
| シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 | |
| | 2万9,800円 |
| ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 | 3万1,600円 |
- (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額
- 3 通勤手当は、支給単位期間（規則で定める通勤手当にあつては、規則で定める期間）に係る最初の月の規則で定める日に支給する。
- 4 通勤手当を支給される職員につき、離職その他規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して規則で定める額を返納させるものとする。
- 5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6ヶ月を超えない範囲内で1箇月を単位として規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。
- 6 前各項に規定するもののほか、通勤の事情の変化に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、規則で定める。

（特殊勤務手当）

第11条 特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、手当の額及びその支給方法は、別に条例で定める。

（給与の減額）

第12条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき任命権者の承認があった場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、第15条に規定する勤務1時

間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

（時間外勤務手当）

第13条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日給が支給されることとなる日を除く。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

2 前項の規定にかかわらず、南空知公衆衛生組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成7年条例第3号）第5条の規定により、あらかじめ同条例第3条第2項又は第4条により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振りの変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

3 定年前再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第1項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。

4 定年前再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等が、勤務時間条例第5条の規定により、割振り変更前の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、第2項の規定にかかわらず、時間外勤務手当は支給しない。

5 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。）の時間が1月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項の規定にかかわら

ず、勤務1時間につき、第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- 6 勤務時間条例第7条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）から第1項に規定する規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

- 7 第3項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第1項に規定する規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

（休日給）

第14条 職員には、正規の勤務日が休日に当たっても正規の給与を支給する。

- 2 休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を休日給として支給する。年末年始等で規則で定める日において勤務した職員についても同様とする。

- 3 前2項の「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第15条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及び寒冷地手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間の勤務時間に52を乗じたものから勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日（土曜日に当たる日を除く。）及び年末年始の休日（日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）の日数の合計に1日の勤務時間を乗じて得た時間を減じたもので除した額とする。

（管理職手当）

第15条の2 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち、その職務

の特殊性に基づき、規則で指定する職にある職員（以下「管理監督職員」という。）に対して支給する。

- 2 管理職手当の月額、給料月額に100分の15を超えない範囲内で規則で定める額とする。

（管理職員特別勤務手当）

第15条の3 管理監督職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

- 2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

- 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、8,000円を超えない範囲内において規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、それぞれその額に100分の150を乗じて得た額）

- (2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、4,000円を超えない範囲内において規則で定める額

- 4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

（期末手当）

第16条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第16条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第16条の3第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100

- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80

- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30
- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。
- 4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額とする。
- 5 行政職給料表（一）の適用を受ける主任以上の職にある職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける主任以上の職にある職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表ごとに規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に給料の月額にその者の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。
- 6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、規則で定める。この場合において、育児短時間勤務職員等については、当該育児短時間勤務職員等の勤務時間を考慮するものとする。

第16条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けた職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定によりその職を失った職員
- (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第16条の3 組合長又はその委任を受けた者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
- (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を行った場合には、その旨を記載した文書を当該一時差止処分を受けた者に交付しなければならない。
- 3 前項の規定により文書を交付する場合において、当該一時差止処分を受けた者の所在が知れないときは、その内容を官報に掲載することをもってこれに代えることができる。この場合においては、その掲載された日から起算して2週間を経過した日に、文書が当該一時差止処分を受けた者に交付されたものとみなす。
- 4 一時差止処分を受けた者は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条又は第45条に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 5 組合長又はその委任を受けた者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認められるときは、この限りでない。
 - (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し、禁錮以上の刑に処せられなかった場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し

起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

- 6 前項の規定は、組合長又はその委任を受けた者が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 7 組合長又はその委任を受けた者は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 8 前各項に定めるもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、規則で定める。
（勤勉手当）

第16条の4 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に組合長又はその委任を受けた者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、組合長又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の100を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5を乗じて得た額の総額

- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の月額とする。
- 4 第16条第4項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項」とあるのは「第16条の4第3項」と、「同項に規定する合計額に、」とあるのは「同項に規定する額に、」と、「第2項の期末手当基礎額」とあるのは「次条第2項の勤勉手当基礎額」と読み替えるものとする。
- 5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第16条の2中「前条第1項」とあるのは「第16条の4第1項」と、

同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第16条の4第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第5項第3号において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（第16条の4第1項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

（定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外）

第17条 第4条第2項から第8項まで及び第9条から第10条の2までの規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

（規則への委任）

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和42年5月17日から適用する。
- 2 平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）においては、第3条第1項各号に掲げる給料表の適用を受ける職員に対する給料月額を支給に当たっては、給料月額から、給料月額に100分の1.7を乗じて得た額に相当する額を減ずる。
- 3 特例期間においては、この条例に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
 - (1) 期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に、100分の0.85を乗じて得た額
 - (2) 勤勉手当 当該職員が受けるべき勤勉手当の額に、100分の0.85を乗じて得た額
 - (3) 第8条第1項から第5項までの規定により支給される給与 当該職員に適用される次のアからエまでに掲げる規定の区分に応じ当該アからエまでに定める額
 - ア 第8条第1項 前項及び前2号に定める額
 - イ 第8条第2項又は第3項 前項及び第1号に定める額に100分の80を乗じて得た額
 - ウ 第8条第4項 前項及び第1号に定める額に、同条第4項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
 - エ 第8条第5項 第1号に定める額に100分の80を乗じて得た額
- 4 特例期間においては、第12条から第14条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、第15条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料

月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に100分の1.7を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

- 5 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第7項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第1項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第4条第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員の受ける号俸に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。
- 6 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
 - (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
 - (2) 南空知公衆衛生組合職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間(同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員
 - (3) 南空知公衆衛生組合職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員
- 7 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第9項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第5項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第5項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 8 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第4条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第4条第1項の規定により当該職員の属する

第5章 給与（南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例）

職務の級における最高の号俸の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

- 9 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第5項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第7項に規定する職員を除く。)であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 10 附則第7項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第5項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 11 附則第7項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第16条第5項(第16条の4第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、第16条第5項中「給料の月額」とあるのは、「給料月額と附則第7項、第9項又は第10項の規定による給料の額との合計額」とする。
- 12 附則第5項から前項までに定めるもののほか、附則第5項の規定による給料月額、附則第7項の規定による給料その他附則第5項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
- 13 育児短時間勤務職員等に対する附則第5項の規定の適用については、同項中「)とする」とあるのは、「)に、算出率を乗じて得た額とする」とする。

附 則（昭和43年1月23日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和44年10月1日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和45年3月4日条例第3号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 昭和45年3月31日までの間職員に対して、月額の暫定手当を支給する。
- 3 前項の規定により支給する暫定手当の額は、給料表の各職務の等級の号俸ごとに当該号俸について附則別表に掲げる額に、5分の2を乗じて得た額に相当する額とする。
- 4 職員に暫定手当が支給される間、改正後の条例第2条中「扶養手当」とあるのは、「扶養手当、暫定手当」と、改正後の条例第8条中「給料、扶養手当」とあるのは「給料、扶養手当及び暫定手当」と、改正後の条例第16条中「給料及び扶養

手当」とあるのは、「給料、扶養手当及び暫定手当」とそれぞれ読み替えてこれらの規定を適用する。

附則別表 略

附 則（昭和46年2月20日条例第1号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和45年5月1日から適用する。
- 2 改正前の条例の規定に基づいて職員に支払われた給与は、改正後の条例による給与の内払いとみなす。

附 則（昭和47年3月21日条例第2号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和46年5月1日から適用する。ただし、改正後の南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第9条第4項の規定は、昭和47年1月1日から適用する。
- 2 改正前の条例の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

附 則（昭和48年3月12日条例第1号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。
- 2 改正前の条例の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

附 則（昭和48年12月22日条例第3号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。
- 2 改正前の条例の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

附 則（昭和49年5月28日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年6月21日条例第2号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和49年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 2 職員が改正前の条例に基づいて昭和49年4月1日以後の分として支給を受けた給与は、それぞれ改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則（昭和49年12月28日条例第4号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

第5章 給与（南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例）

- 2 改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）は、昭和49年4月1日から適用する。ただし、改正後の条例第16条第2項の規定は、同年9月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 職員が改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて、昭和49年4月1日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則（昭和50年12月15日条例第2号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和50年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 2 職員が改正前の条例の規定に基づいて切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例の規定による内払いとみなす。

附 則（昭和51年12月27日条例第2号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和51年4月1日から適用する。

- 2 職員が改正前の南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて昭和51年4月1日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

附 則（昭和52年12月21日条例第3号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和52年4月1日から適用する。

- 2 職員が改正前の南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて昭和52年4月1日以降の分として支給を受けた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

附 則（昭和53年12月28日条例第1号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和53年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 2 職員が改正前の南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定に基づいて昭和53年4月1日以降の分として支給を受けた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

（期末手当の額の特例）

- 3 昭和53年12月に改正後の条例第16条第2項の規定に基づいて支給される職員の期末手当の額が改正前の条例第16条第2項の規定に基づいて支給された期末手当の額を下回るときは、改正後の条例第16条第2項の規定にかかわらず、昭和53年12月の職員の期末手当の額は、改正前の条例第16条第2項の規定により支給された額とする。
- 4 前項の規定の適用をうける職員の昭和54年3月の期末手当の額は、改正後の条例第16条第2項の規定にかかわらず、同条同項の規定により支給されることとなる期末手当の額から昭和53年12月に改正前の条例第16条第2項の規定により支給された期末手当の額と改正後の条例第16条第2項の規定により同月に支給されることとなる期末手当との差額を控除して得た額とする。

附 則（昭和54年12月28日条例第2号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和54年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 2 職員が改正前の南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて昭和54年4月1日以降の分として支給を受けた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

附 則（昭和55年12月22日条例第2号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和55年4月1日から適用する。ただし、改正後の条例第16条第2項の規定は、昭和56年1月1日から施行する。

（給与の内払）

- 2 職員が改正前の南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて、昭和55年4月1日以降の分として支給を受けた給与は、改正後の条例の規定によ

第5章 給与（南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例）

る給与の内払いとみなす。

附 則（昭和 56 年 3 月 30 日条例第 2 号）

この条例は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 56 年 12 月 26 日条例第 4 号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行し、改正後の南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和 56 年 4 月 1 日から適用する。

（期末手当及び勤勉手当の特例）

- 2 昭和 56 年 6 月及び 12 月に支給する期末手当に関する改正後の条例第 16 条第 2 項の規定の適用については、同条例第 16 条第 2 項中「職員が受けるべき」とあるのは「南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和 56 年条例第 4 号）による改正前の南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例の規定により職員が受けるべきであった」とする。

- 3 昭和 56 年 12 月に支給する勤勉手当及び昭和 57 年 3 月に支給する期末手当に関する改正後の条例第 16 条第 2 項及び第 16 条の 2 第 2 項の規定の適用については、同条例第 16 条第 2 項中「職員が受けるべき」とあるのは「南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和 56 年条例第 4 号）による改正前の南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定が適用されているものとした場合に、改正前の条例の規定により職員が受けるべきこととなる」と、同条例第 16 条の 2 第 2 項中「受けるべき」とあるのは「改正前の条例の規定が適用されているものとした場合に、改正前の条例の規定により受けるべきこととなる」とする。

（給与の内払）

- 4 職員が改正前の南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて、昭和 56 年 4 月 1 日以降の分として支給を受けた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

附 則（昭和 58 年 12 月 29 日条例第 4 号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 16 条第 1 項及び第 16 条の 2 第 1 項の改正規定は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和

58年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

- 4 附則第3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（昭和59年12月28日条例第2号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和59年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 2 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則（昭和60年3月6日条例第3号）

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年12月27日条例第4号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第9条第4項の改正規定は、昭和61年6月1日から施行する。
- 2 この条例（前条ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和60年7月1日から適用する。

（職務の級への切替え）

- 3 昭和60年7月1日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き在職する職員であって同日においてその者が属していた職務の等級（以下「旧等級」という。）が附則別表第1に掲げられているものの切替日における職務の級は、旧等級に対応する同表の職務の級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に2の務の級が掲げられているときは、規則の定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

（号俸の切替え等）

- 4 前項の規定により切替日における職務の級を定められる職員の切替日における号俸（以下「新号俸」という。）は、切替日の前日においてその者が受けていた号俸（以下「旧号俸」という。）に対応する附則別表第2又は附則別表第3の新号俸欄に定める号俸とする。
- 5 前項の規定により新号俸を定められる職員に対する切替日以後における最初の改正後の条例第4条第4項又は第5項ただし書の規定の適用については、旧号俸を受けていた期間を新号俸を受ける期間に通算する。

（旧号俸等の基礎）

- 6 附則第3項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は給料月額は、改正前の南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）及びこれらに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（給与の内払）

- 7 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

- 8 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。